



栃木県公報

平成23年
12月2日(金)
第2331号

目次

告示

- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る変更..... 881
- 道路の区域の変更..... 882
- 道路の供用開始..... 882
- 土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更の認可..... 882

公告

- 県政功労者の表彰..... 883
- 疑似患畜の届出..... 883
- 都市計画の構想に関する公聴会の開催..... 883
- 開発行為の工事完了..... 884

宇都宮市街地開発組合

- 宇都宮市街地開発組合財政事情の公表..... 885

告示

栃木県告示第591号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成23年12月2日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		変更の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910800127	小山市社会福祉協議会訪問介護事業所	小山市神鳥谷931-3 (小山市中央町1-1-1)	社会福祉法人小山市社会福祉協議会	小山市神鳥谷931-3 (小山市中央町1-1-1)	平成23年9月1日	居宅介護 重度訪問介護
0910500107	ヘルパーステーションこころ	鹿沼市石橋町1600-1 橋田第一ビル8階 (鹿沼市今宮町1622-3 ロイヤルハイツ205)	株式会社 I w i l l	鹿沼市石橋町1600-1 橋田第一ビル8階 (鹿沼市千渡1962-61)	平成23年9月27日	居宅介護 行動援護
0912200011	栃木市社協西方ヘルパーステーション(ケアセンターふれあい)	栃木市西方町元1601-1 (西方町元1601-1)	社会福祉法人栃木市社会福祉協議会(社会福祉法人西方町社会福祉協議会)	栃木市今泉町2-1-40 (西方町元1601-1)	平成23年10月1日	居宅介護

※表中の（ ）内は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第592号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成23年12月2日から平成24年1月4日まで一般の縦覧に供する。

平成23年12月2日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮那須烏山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
10	前	那須烏山市中央3丁目2317-5から 那須烏山市中央3丁目2334-3まで	18.0～20.5	39.0	
	後	那須烏山市中央3丁目2317-5から 那須烏山市中央3丁目2334-3まで	15.0～20.5	39.0	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 小口黒羽線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
298	前	那須郡那珂川町小砂字広瀬3047から 那須郡那珂川町小砂字広瀬3036まで	33.2～39.4	51.2	
	後	那須郡那珂川町小砂字広瀬3047から 那須郡那珂川町小砂字広瀬3036まで	35.1～39.4	51.2	

栃木県告示第593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成23年12月2日から平成24年1月4日まで一般の縦覧に供する。

平成23年12月2日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
298	一 般 県 道 小 口 黒 羽 線	那須郡那珂川町小砂字広瀬3047から 那須郡那珂川町小砂字広瀬3036まで	平成23年12月2日

(道路保全課)

栃木県告示第594号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、藤岡町荒立北土地区画整理事業の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成23年12月2日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 組合の名称 藤岡町荒立北土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成8年7月30日から平成27年3月31日まで
- 3 施行地区 栃木市藤岡町藤岡字荒立、藤岡町大前字秋山向、字水入、字秋山、字本郷の各一部
- 4 事務所の所在地 栃木市藤岡町藤岡1022-5番地
- 5 設立認可の年月日 平成8年7月18日
- 6 変更の内容 定款変更の内容
過怠金及び督促手数料の変更
事業計画変更の内容
設計の概要の変更
資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 平成23年11月22日

(都市計画課)

公 告

○県政功労者の表彰

平成23年11月30日県政功労者として次の者を表彰したので、栃木県政功労者表彰規程（昭和14年栃木県告示第22号）第2条の規定により公表する。

平成23年12月2日

栃木県知事 福 田 富 一

被 表 彰 者 氏 名	居 住 市 町 村
螺 良 昭 人	宇 都 宮 市

(人事課)

○疑似患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が疑似患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成23年12月2日

栃木県知事 福 田 富 一

家 畜 伝 染 病 の 種 類	家 畜 の 種 類	患畜又は疑似 患畜の区分	頭羽群数	発 生 の 場 所 又 は 区 域	発 生 年 月 日	経過及び 転 帰
ヨーネ病	牛	疑似患畜	2頭	那須塩原市	平成23年11月18日	隔離中

(畜産振興課)

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、小山栃木都市計画道路3・4・7号小山野木線の決定に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。）第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課及び栃木県栃木土木事務所において平成23年12月2日から同月16日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

平成23年12月2日

栃木県知事 福 田 富 一

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成24年1月10日（火）午後7時から

(2) 場所

小山市大字間々田1960-1

間々田市民交流センター

2 都市計画の構想

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間におけ る鉄道等との交差の 構造
幹 線 街 路	3・ 4・7	小山野 木線	小山市 大字神 鳥谷字 八幡南	野木町 大字野 渡字三 軒在家	小山市 大字平 和字下 道南	約 11,710 m	地表式	2車線	16.0m	幹線街路と平面交差 10箇所

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書による公述の申し出がない場合は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ栃木県県土整備部都市計画課施設計画担当（電話028-623-2465）又は栃木県栃木土木事務所（電話0282-23-3593）に問い合わせること。

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年12月2日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字梁字大町415番5、415番6	河内郡上三川町大字梁415番地	高 橋 章 彦
真岡市小林字高木971番15	真岡市小林971番地12	廣 沢 享
芳賀郡芳賀町大字与能字上与能1110番9、1110番10 (開発行為に関する工事) 芳賀郡芳賀町大字与能字上与能1110番9地先	宇都宮市野高谷町827番地 グラシアA101	田 崎 裕 介
下都賀郡壬生町大字壬生甲字車塚3071番3の一部、3071番4、3071番6	下都賀郡壬生町大字壬生甲3071番地4	粕 尾 健 吉
下都賀郡壬生町大字壬生甲字車塚3071番5	鹿沼市貝島町520番地2 エスポアール2-203	大 金 昌 代
下都賀郡壬生町大字国谷字馬場995番2、1004番19、1004番23	下都賀郡壬生町大字国谷996番地1	高 山 岳 王
下都賀郡壬生町大字国谷字中内1103番1	下都賀郡壬生町大字国谷1059番地1	高 山 知 彦

下都賀郡壬生町大字安塚字下原748番2の一部	下都賀郡壬生町大字安塚1053番地1	西 島 敏 宏
下都賀郡壬生町大字北小林字下新田1059番3、1059番4、1059番5	下都賀郡壬生町大字北小林1059番地5	株 式 会 社 北 双
那須塩原市東原字天蚕場28番5、28番8、29番48	東京都品川区荏原5丁目6番7号	株 式 会 社 伸 光 製 作 所

(都市計画課)

宇都宮市街地開発組合

宇都宮市街地開発組合告示第7号

宇都宮市街地開発組合財政事情の公表に関する条例（昭和39年宇都宮市街地開発組合条例第3号）第2条の規定により、宇都宮市街地開発組合の財政事情を次のとおり公表する。

平成23年12月2日

宇都宮市街地開発組合

組合長 福 田 富 一

まえがき

この「財政事情」は、宇都宮市街地開発組合の財政状況についてご理解をいただくため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定により、毎年6月と12月に公表しているものです。

今回は、一般会計に係る平成23年度上半期（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の財政状況及び平成22年度宇都宮市街地開発組合決算状況について、その概要をご説明いたします。

I 平成23年度一般会計予算の執行状況

平成23年9月30日現在における上半期の一般会計予算の執行状況は、次のとおりです。

(1) 歳 入

(単位：円、%)

款	科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	調定額に対する 収 入 割 合
1	使用料及び手数料	1,000	1,500	1,500		100.0
2	財 産 収 入	55,011,000	25,593,377	25,593,377		100.0
3	繰 入 金	66,803,000	8,574,488	8,574,488		100.0
4	繰 越 金	400,000	415,600	415,600		100.0
5	諸 収 入	27,000	14,504	14,504		100.0
	歳 入 合 計	122,242,000	34,599,469	34,599,469		100.0

(2) 歳 出

(単位：円、%)

款	科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 残 額	予 算 現 額 対 する 支 出 割 合
1	議 会 費	2,577,000	999,884	1,577,116	38.8
2	総 務 費	115,513,000	30,296,937	85,216,063	26.2
3	処 分 管 理 費	3,652,000	1,379,410	2,272,590	37.8
4	予 備 費	500,000		500,000	
	歳 出 合 計	122,242,000	32,676,231	89,565,769	26.7

II 公有財産

(1) 土地及び建物

(単位：㎡)

区 分		平成23年3月31日現在	増 減	平成23年9月30日現在
行政 財産	土 地	5,188.10		5,188.10
	建 物	578.02		578.02
普通 財産	土 地	100,558.21		100,558.21
	建 物			

(2) 財政調整基金

(単位：円)

区 分		平成23年3月31日現在	増 減	平成23年9月30日現在
1	有 価 証 券	7,050,709,700	△ 67,133,700	6,983,576,000
2	現 金	3,246,874,423	78,164,265	3,325,038,688
合 計		10,297,584,123	11,030,565	10,308,614,688

III 平成22年度一般会計歳入歳出決算状況

一般会計の歳入歳出決算額は、歳入121,986,931円、歳出121,571,331円で歳入歳出差引額は415,600円となりました。

(1) 歳 入

(単位：円)

款	科 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	(不納欠損額) 収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1	使用料及び手数料	1,000	1,500	1,500		500
2	財 産 収 入	61,731,000	61,729,985	61,729,985		△ 1,015
3	繰 入 金	63,522,000	59,722,994	59,722,994		△ 3,799,006
4	繰 越 金	400,000	496,075	496,075		96,075
5	諸 収 入	18,000	36,377	36,377		18,377
歳 入 合 計		125,672,000	121,986,931	121,986,931		△ 3,685,069

(2) 歳 出

(単位：円)

款	科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1	議 会 費	2,600,000	2,230,698		369,302	369,302
2	総 務 費	118,531,000	116,629,348		1,901,652	1,901,652
3	処 分 管 理 費	4,041,000	2,711,285		1,329,715	1,329,715
4	予 備 費	500,000			500,000	500,000
歳 出 合 計		125,672,000	121,571,331		4,100,669	4,100,669

(3) 資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき、平成22年度決算に係る資金不足比率を算定したところ、資金不足を生じていないため、資金不足比率は経営健全化基準未滿となつ

ています。

(単位：%)

会 計 名	資 金 不 足 比 率
一 般 会 計	- (20.0)

備考

- 1 資金不足比率については、資金不足額がないため「-」と表示。
- 2 カッコ内は経営健全化基準の数値を表す。